

# 組 合 報

協同組合アキュムレーション 広報委員会 2019年9月 VOL. 38

<http://accumulation.or.jp>



組合員の皆様へ

貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

ようやく暑さも和らぎ心地よい風を感じる季節になりましたが、如何お過ごしでしょうか？

台風15号は各地で甚大な被害をもたらしましたが、台風シーズンはまだまだこれからです。台風のような雨風に慣れていない実習生も多いので、台風接近の際は十分に注意喚起して頂くようお願い致します。

## **【重要】建設業の技能実習における受入れ基準の強化**

**2020年1月1日** より建設業の技能実習における受入れ基準が強化されます。

背景には、昨今の技能実習制度をめぐる議論の高まりがあり、特に失踪対策の強化を目的とした改正となります。具体的には以下の3項目です。

- ① **建設業法第3条許可**を取得していること
- ② **月給制**の採用

仕事の繁閑の差による報酬の変動による失踪を防止するため、月給制を原則とすること。

- ③ **建設キャリアアップシステム**への登録

企業、実習生ともにシステムへの登録が必要です（実習生は入国後、第2号技能実習移行時まで）。  
技能実習計画認定申請時に「事業者ID」を明らかにする書類が必要になります。

<https://www.ccus.jp/> 運営主体の（一財）建設業振興基金のHP

これは2020年1月1日以降に機構に新規に認定申請するときに適用となるもので、**それ以前に認定申請する場合、又は既に旧基準で認定を受け、実習を行っている実習生には適用されません。**

**一方、現在、実習生を受け入れている企業でも、上記の要件を満たさない場合は、新規の受入れができませんので、ご注意下さい。**

また**2022年4月以降**、以下の改正が適用となります。

- ④ **受入れ人数枠の設定強化**

実習生の受入れ人数は、優良な実習実施者以外の企業については、**常勤雇用者数を超えないこと。**  
影響を受けるのは、常用雇用者9人未満の企業で、例えば、常勤雇用者3人の企業が9人の実習生を受け入れていた場合は、3年後の基準施行までに受入れ数を調整し、人数枠に収めるようにする必要があります。

## **【重要】技能実習責任者の講習について**

新しい実習制度では、**技能実習責任者**は3年に1度、主務大臣が認めた養成講習機関が実施する「養成講習」を受講しなければなりません（経過措置により2020年3月31日までは適用が猶予されています）。

**この講習を受けていない場合、来年4月以降は機構による技能実習計画の認定が受けられなくなります。**

**また既に認定を受けて進行中の技能実習計画についても認定が取り消されます！！**

**まだ受講されていない場合は、早めに受講するようお願いいたします。**

下の厚生労働省のHPに技能実習責任者講習を行っている養成講習機関のリストと日程が載っています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158734.html>

先日、各企業様の受講状況を確認させて頂きましたが、現時点で未受講の会社が多く見られます。

養成講習は受講する地域にもよりますが、非常に込み合っていて、数か月待ちになっており、今後、来年4月1日が近づくにつれ、更に込み合うことが予想されます。

**残り6カ月しかありませんので、一日も早く受講予約を取り、受講するようお願いいたします。**

これらの養成講習機関は技能実習指導員、生活指導員の講習もやっていますので、それぞれの会社のHPでご確認下さい。

## **実習生の失踪について**

技能実習生も30万人を超える中で、失踪する実習生も多数発生しております。失踪対策としては、本組合報の最初の項目にあげたような待遇面での改善が重要ですが、同時に実習生に対して、失踪することのデメリットを伝えることが重要と考えております。これについては、入国後の日本語講習の際にも実習生に説明しておりますが、しつこく言い続けることが大事かと思っておりますので、各企業様でも普段からお話しして頂きたいと存じます。

### 失踪のデメリット

- ① 健康保険、実習生総合共済でカバーされなくなるので、病気や事故によるケガの場合も全額自分で負担するしかない。
- ② 失踪すると技能実習生としての在留資格が取り消しとなり、不法残留の状態となる。不法残留者は収容施設に拘束され、強制送還となり、実質的に二度と日本に入国することはできなくなる。また、3年以下の懲役もしくは禁錮もしくは300万円以下の罰金に処せられることがある。
- ③ 厚生年金の脱退一時金（最大36か月分の個人負担分保険料＝基本給の約3か月分）を受け取れなくなる。
- ④ 実習生の場合、監理団体（組合）が企業への監査を通じ、労働条件等について確認することで守られているが、失踪すればその保護がなくなる。
- ⑤ 甘い言葉（楽な仕事で高収入）で実習生をだまして失踪させることで利益を上げるブローカーが存在するが、実態は違う。

### **緊急連絡先（24時間）**

【事務局】 TEL : 048-755-9591 FAX : 048-755-9827

【組合職員携帯】 070-5364-0341 (石田) 070-3667-8667 (杉戸) 090-1760-1681 (松尾)

070-6520-6943 (チャン) 070-3243-3453 (ダット) 070-6572-8076 (セツ)